

平成 30 年 8 月 24 日

入札参加者 各位

一般財団法人自治体衛星通信機構  
事務局長

## 「平成 30 年度 機構東京局定期保守点検作業等」に関する競争入札のお知らせ

一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「機構」という。）は、平成 30 年度東京局（以下「機構東京局」という。）の通信機等設備の点検作業及び登録点検データ取得作業を行う業務について、下記のとおり競争入札を行う。

### 記

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

平成 30 年度 機構東京局定期保守点検作業等

##### (2) 業務内容

###### ①機構東京局の設備点検

請負者は、機構東京局に設置されている衛星通信機等設備の保守点検作業を行う。

###### ②その他上記に付帯する諸作業

請負者は、無線系及び通信系設備それぞれにおいて連携する設備を点検する場合、相互に連携して点検すること。

###### ③機構・東京局の登録点検データ取得作業

請負者は、電波法第 73 条第 1 項本文に基づく機構・東京局の登録点検データを取得し、機構に提出すること。

##### (3) 作業場所

一般財団法人自治体衛星通信機構 東京局（及び、関連施設）

##### (4) 履行期限

平成 31 年 3 月 20 日

#### 2 競争入札参加資格

入札参加企業等には、次の要件が全て備わっていること。

- (1) 衛星通信機等設備の保守点検作業に係る業務の遂行に関するノウハウを有し、必要な組織・人員及び設備を有していること。また、同業務に関する実績を有していること。
- (2) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 業務を実施するうえで必要となる措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- (4) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は

被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (5) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 実質的営業年数が 5 年以上であること。なお、実質的営業年数とは、一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については譲渡元企業の営業年数を通算する。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

### 3 入札説明会

入札説明会を以下のとおり行う。

#### (1) 日時及び場所

##### ① 日時

平成 30 年 9 月 7 日（金） 10 時 30 分 ～

##### ② 場所

一般財団法人 自治体衛星通信機構 本部会議室  
（東京都港区虎ノ門 5-12-1 虎ノ門ワイコービル 7F）

#### (2) 説明会参加手続き

平成 30 年 9 月 6 日（木）17 時まで、以下の内容を F A X（書式自由）にて下記連絡先まで送付すること。なお、F A X を送ったときは、下記連絡先に電話をし、届いたことを確認すること。

- ① 入札希望件名
- ② 社名
- ③ 所属部署名
- ④ 参加者代表氏名
- ⑤ 参加者数（3 名まで）
- ⑥ 連絡先住所、電話番号及び F A X 番号

応募に係る問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-1

虎ノ門ワイコービル 7F

一般財団法人 自治体衛星通信機構

総務部総務課 おさだ 長田、藤野

電 話：03-3434-7348

F A X：03-3434-7349